

他都市の状況 (条例や要綱等に基づく緑地保全制度(地域指定制度)調査結果)

環境共生課

条例や要綱等に基づく緑地保全制度について、他都市の類似制度を調査した。

調査対象自治体: 23 自治体(政令市 20+政令市を除く九州内 3) 回答数^{※1}: 20/23

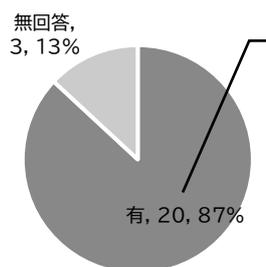
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市^{※2}、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

※1: 令和 4 年度無回答の自治体は、平成 28 年度調査時の回答結果を集計。 ※2: は平成 28 年、令和 4 年共に無回答の自治体。

Q1. 緑地保全制度を定めていますか？

多くの自治体で、法で規定された特別緑地保全地区等とは別に、条例や要綱等に基づく緑地保全制度(地域指定制度)を定めている。

緑化制度の有無(N=23)



【凡例】回答項目,回答数,回答割合%

Q2. 制度の名称と関連条例

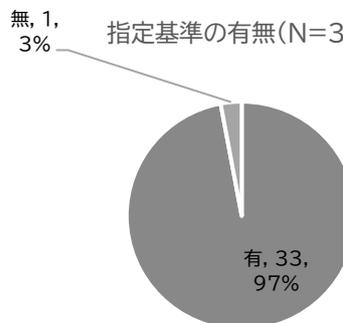
20 自治体で 34 の緑地保全制度を規定している。一番多く規定している自治体は横浜市で、4 つ規定している。(緑地保存地区、源流の森保存地区、市民の森、ふれあいの森)

Q3-1. 指定基準はありますか？

鹿児島市の自然環境保護地区を除くすべての制度で指定基準を設けており、一定規模以上の面積を有していることを基準としている自治体が多い。

その他、風致景観が優れていること、防災やレクリエーションとしての機能を有していることなども挙げられる。

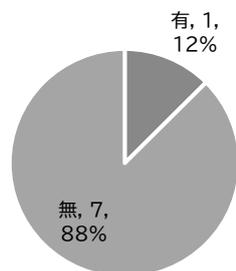
指定基準の有無(N=34)



Q3-2.指定区域内に住宅等がありますか？

住宅等があると回答した自治体は熊本市のみ。回答数が少なかったため、参考程度。(N=8)

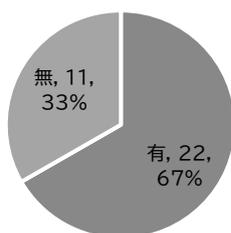
指定区域内の住宅の有無(N=8)



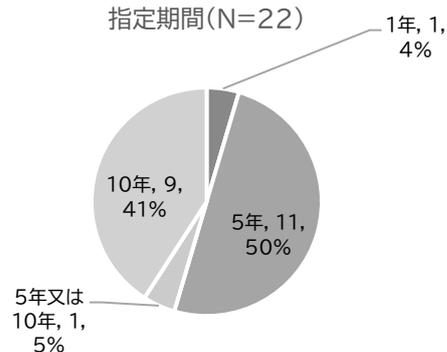
Q4-1.指定期間はありますか？ある場合、期間はどのくらいですか？

指定期間を設定している自治体が多く、概ね5年から10年で設定している。

指定期間の有無(N=33)



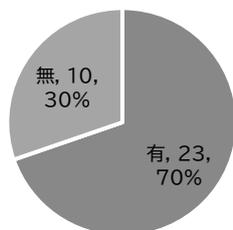
指定期間(N=22)



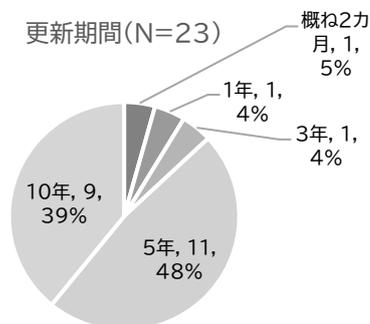
Q4-2. 期間満了後の更新期間はありますか？ある場合、期間はどのくらいですか？

熊本市を含め更新に関しては、双方の解除の意向がない場合は自動更新とする自治体が多い。さいたま市や相模原市は意向調査と現地確認のうえ、更新するか判断している。

更新の有無(N=33)



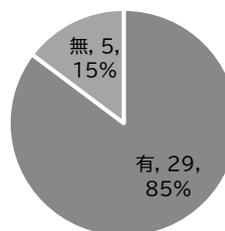
更新期間(N=23)



Q5.指定解除の規定を設けていますか？

多くの制度で指定解除の規定を設けており、指定解除される理由として、土地所有者から解除の申出が出された場合や、道路工事など公益上の理由による廃止、樹木の滅失や枯死等により指定の理由が消失したときなどが挙げられる。

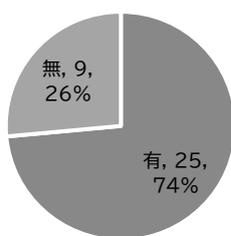
指定解除の規定の有無(N=34)



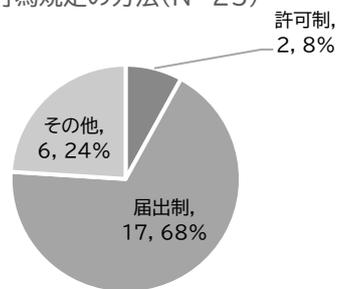
Q6.行為規制を設けていますか？また、その行為規制の方法は？

非常災害のため必要な応急処置として行う行為や、通常管理行為以外で、木竹を伐採したり宅地造成などを行う場合には、事前の届出や許可を有する制度が多い。

行為規定の有無(N=34)

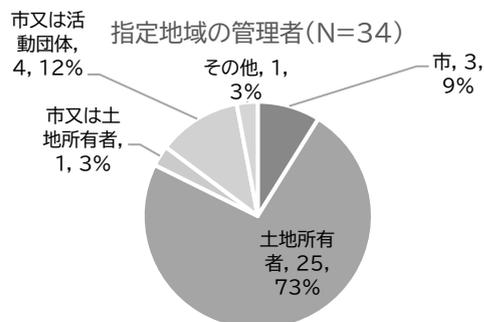


行為規定の方法(N=25)



Q7.管理主体は誰ですか？

原則、土地所有者が管理していることが多い。土地所有者による管理が難しい場合などは、自治会や活動団体が実施する地区もある。



Q8.助成制度はありますか？

すべての自治体で助成制度を設けている。固定資産税の免除や、10～30円/m²・年など、面積に応じて助成金を給付している自治体が目立つ。

助成制度の有無(N=34)

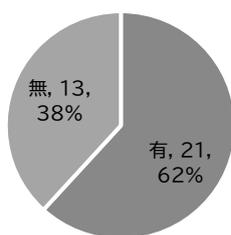


Q9.管理を義務付けていますか？土地所有者による管理が困難な場合の支援はありますか？

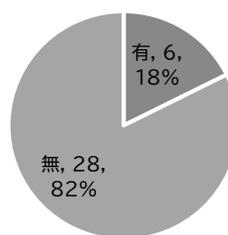
管理規定を有する制度の内、多くの制度は努力規定を設けている。相模原市の保存樹林制度については具体的に下草刈りや隣接する土地への配慮などの管理責務を明記している。

金銭的支援以外に人的・技術的支援について実施している自治体は少ない。仙台市などは管理困難な土地所有者に NPO 法人を紹介して、維持管理を援助している事例がある。

管理義務の有無(N=34)



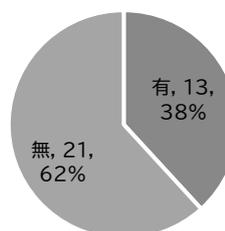
管理支援の有無(N=34)



Q10.市民が利用できるように開放していますか？

市民開放している制度は市で整備や管理を行っていることが多い。相模原市のふれあいの森制度は、林床整備や木製遊具の設置を市で行い、日常管理を地域住民が行っている。

市民開放の有無(N=34)



Q11.課題はありますか？

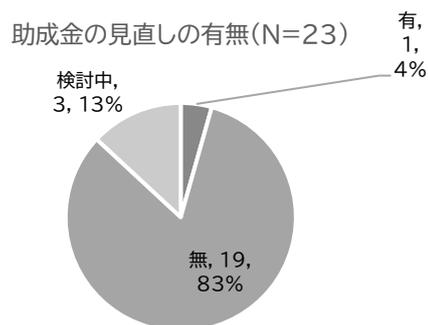
- ・予算の都合上、指定地域の一部廃止や奨励金の見直しが必要。(札幌市、川崎市など)
- ・土地所有者による緑地の維持管理に限界を感じている。(さいたま市、鹿児島市など)
- ・長期契約の場合、税の優遇がある市民緑地制度への移行を促し、緑地の担保性を高めたい。(千葉市)
- ・相続や開発により指定解除となり樹林地が減少。(横浜市、浜松市など)
- ・土地所有者による管理が行き届いていないため、市へ苦情が多く寄せられる。(横浜市、川崎市)

Q12.管理不足解消のために工夫していることはありますか？

- ・樹林地の実態に合った標準的な作業技術指針を作成している。(横浜市)
- ・地域住民による活用管理を促すワークショップを開催。(浜松市)

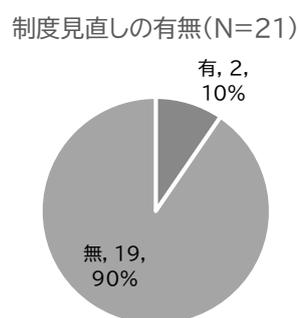
Q13.助成金の金額を見直したことはありますか？

多くの自治体で、策定時以降に金額の見直しを行ったことはない。
策定当時は他都市を参考にしたと思われるが資料も残っていない。



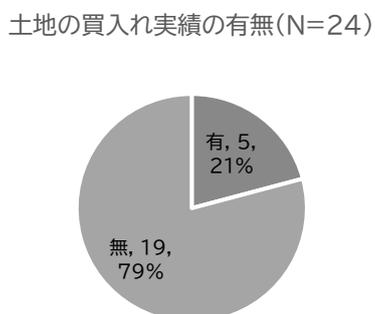
Q14.制度自体の見直しをしたことはありますか？

多くの制度で見直しは行われていない。
新潟市では近年、松くい虫被害の拡大が確認されたため、補助上限額を改定した。



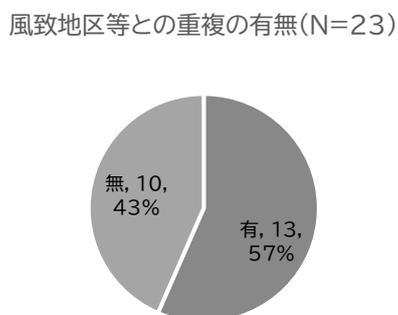
Q15.市による買入れの実績はありますか？

多くの制度で買入れの実績はない。
仙台市や、横浜市、浜松市は必要に応じた買入れの実績が多くある。



Q17.風致地区等との重複はありますか？

風致地区との重複が目立つ。仙台市、さいたま市、横浜市は特別緑地保全地区との重複あり。



Q18.モニタリングを実施したことはありますか？

経年変化を確認するモニタリングを実施している自治体はいない。

川崎市は5年に一度、現地調査や文献調査を基にした評価を見直す更新作業を実施。

浜松市では令和元年に自然環境調査を実施。

モニタリング実施の有無(N=11)

